（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百六十条第一項第一号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ii)中「、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」と改める。

附則第七条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」と、「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の」に改める。

附則第七条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」と、「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」に改める。

附則第七条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」と、「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十号

国民公園及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

環境大臣　松本　龍

国民公園及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理規則の一部を改正する省令

国民公園及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則

第一条中「並びに千鳥ケ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）」を「、千鳥ケ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地（以下「慰霊碑苑地」という。）」に改める。

第二条中「及び墓苑」を「、墓苑及び慰霊碑苑地」に改める。

第四条第一項中「及び墓苑」を「、墓苑及び慰霊碑苑地」に、同項第十二号中「又は墓苑」を「、墓苑又は慰霊碑苑地」に改める。

第六条及び第七条第一項中「及び墓苑」を「、墓苑及び慰霊碑苑地」に改める。

別記様式第一及び別記様式第二中「国民公園及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理規則」を「国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一項中「四十二人」を「四十五人」に改める。

第二条の八第一項中「三百二十二人」を「三百二十七人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、平成二十三年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十二年九月三十日

総務大臣　片山　善博

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○消防庁告示第十六号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第二号の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三十日

消防庁長官　久保　信保

別表第五2(1)アⓐ及び同(1)イⓐに次のただし書を加える。

ただし、ペルフルオロ（オクタン－1－スルホン酸）又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であって、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。

附　則

この告示は、平成二十二年十月一日から施行する。

○法務省告示第四百九十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十二年十月一日から効力を生ずる。

平成二十二年九月三十日

法務大臣　柳田　稔

東京法務局所属　丸山　恭

横浜地方法務局所属　北村　史雄

○法務省告示第四百九十六号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第一項の規定により、同項の事務を次のように指定する。

平成二十二年九月三十日

法務大臣　柳田　稔

指定の効力が生ずる日

平成二十二年十月四日

函館地方法務局八雲出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月四日
函館地方法務局江差出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月四日
函館地方法務局寿都出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月四日
函館地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月四日
大分地方法務局鶴崎出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月二十五日
大分地方法務局別府出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月二十五日
大分地方法務局杵築出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月二十五日
大分地方法務局臼杵支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月二十五日
大分地方法務局佐伯支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月二十五日
大分地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	平成二十二年十月二十五日